

番号：140853

国名：ガーナ

担当：産業開発・公共政策部

案件名：ガーナ国小零細企業向け BDS 強化による品質・生産性向上プロジェクト終了時評価調査
(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2014年11月上旬から2014年12月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月22日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	ガーナ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は

本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

ガーナ国（以下、ガーナ）の工業セクターの GDP に占める割合は 2008 年では 29.3%であり、うち製造業の 98.5%は中小零細企業で構成されている。また、中小零細企業における就労者数は工業セクター（建設業を除く）の 88.4%を占めている。これらからガーナの産業発展には中小零細企業の振興が重要と考えられている。他方、中小零細企業は、資本、人的資源、経営資源/技術・ノウハウ/スキル等の問題や、商品の品質/生産性の問題等多くの課題を抱えている。そしてこれらのことが、ガーナの民間セクターの活動として、国内及び海外における競争性が弱い主な理由となっている。

この状況を改善するため、ガーナ政府は、「ガーナ中期国家開発枠組」(Ghana Shared Growth and Development Agenda: GSGDA 2010-2013)、「民間セクター開発戦略 II」(National Medium Term Private Sector Development Strategy II: PSDS II 2011-2015)、「産業政策」(Industrial Policy: IP)、「産業セクター支援プログラム」(Industrial Sector Support Programme: ISSP 2011-2015)といった政策文書において、産業の競争力強化のための中小零細企業振興の重要性に言及した上で、その振興のためにビジネス開発サービス (Business Development Service: BDS) の強化や、品質・生産性の向上に資する技術・メカニズム導入の促進を掲げている。

さらに、貿易産業省 (Ministry of Trade and Industry: MOTI) 傘下の国家小規模産業局 (National Board for Small Scale Industries: NBSSI) のユニットであるビジネス開発サービス (Business Advisory Center: BAC) が全国 110 郡に配置され、多くの小零細企業への帳簿作成支援等を自ら BDS プロバイダー (BDS 供給事業者) として提供すると共に、他の BDS プロバイダーの斡旋を行う BDS ファシリテーターとしても機能している。BAC 職員の BDS プロバイダー・ファシリテーターとしての資質は高いと考えられるが、小零細企業の顕在/潜在的ニーズに的確に応えるような BDS を実施するには、職員の更なる能力強化が不可欠となっている。

以上の背景から、アシャンティ州をパイロット州として州内の BAC 職員の BDS 提供・斡旋能力全般を強化しつつ、BDS 提供・斡旋能力向上の一環としてカイゼン指導・斡旋機能を導入することを目的とした「小零細企業向け BDS 強化による品質・生産性向上プロジェクト」の実施が我が国に対し要請された。アシャンティ州はガーナ第 2 の都市クマシを有し製造業が集積していること、地理的にもガーナの中心に位置し交通の要所となっているため協力効果の全国展開に向け適切であること等の理由から、同州がパイロット州となることが提案されたものである。

本プロジェクトは、NBSSI をカウンターパート (C/P) 機関として、2012 年 3 月より 2015 年 3 月までの 3 年間の予定で実施されており、現在、6 名の (短期) 専門家 (チーフアドバイザー/運営体制構築①、BDS 向上、運営体制構築②、品質・生産性向上①、品質・生産性向上②、業務調整/研修・ワークショップ・セミナー管理) を随時派遣中である。

今回実施する終了時評価調査は、2015 年 3 月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、調査団員として派遣される JICA 職員と協議、調整しつつプロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性) を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2014 年 11 月中旬)

- ① 既存の文献、報告書等 (事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等) をレビューし、プロジェクトの実績 (投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目

とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。

- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他ガーナ側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ④対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2014年11月中旬～12月上旬）

- ①JICA ガーナ事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ガーナ側 C/P と評価グリッドについて協議し、その結果に基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記②及び③で得られた結果をもとに、他の調査団員及びガーナ側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ⑥調査結果や他団員及びガーナ側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、必要に応じ、PDM 及び P0 の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果の JICA ガーナ事務所等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2014年12月上旬～中旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③終了時評価調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとする。

- （1）評価報告書（英文）
- （2）担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
- （3）評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- （1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

10. 特記事項

- （1）業務日程／執務環境

- ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2014年11月中旬～2014年12月上旬を予定しています。（ただし、関係者の都合により2015年1月中旬から2月上旬にかけての実施に変更になる可能性があります。）

本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

当機構ガーナ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
 - あり
- イ) 宿舎手配
 - あり
- ウ) 車両借上げ
 - 全行程に対する移動車両の提供 (機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上
 - なし (英語で業務を実施)
- オ) 現地日程のアレンジ
 - 現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行
- カ) 執務スペースの提供
 - なし

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を当機構産業開発・公共政策部民間セクターグループ第二チーム (TEL:03-5226-6942) にて配布します。
 - ・中間レビュー調査報告書 (案)
 - ・PDM (最新版)
- ②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。
 - ・ガーナ共和国小零細企業向けBDS強化による品質・生産性向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書

(3) その他

業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上